



一般社団法人日本スパ協会 講師認定申請規定

第1条 一般社団法人日本スパ協会講師認定基準について

1-1 講師認定申請資格基準

- ①次に該当する業種の店舗及び施設にて、通算で3年以上の実務経験があること。
 - ・トリートメントサービスを主な業務とするスパ施設。
 - ・エステティックサロン ・マッサージサロン
 - ・鍼灸院 ・按摩治療院 ・理学療法士としての勤務
 - ・その他協会の判断で認められた店舗及び施設
- ②次に該当するスクールにて、通算で1年以上講師としての経験があること。
 - ・スパセラピスト育成スクール ・エステシャン育成スクール
 - ・針灸按摩関連スクール ・理学療法士関連スクール
 - ・看護学校等の医療関連スクール
 - ・その他協会の判断で認められたスクール
- ③申請時の年齢が満20歳以上で、講師として必要な心身状態が整っていること。
- ④国籍については制限を設けませんが、通常のコミュニケーションが取れる日本語力を有すること。
- ⑤認定後は日本スパ協会の会員として登録をしていただきます。

1-2 申請講師の必要スキル

認定を申請する講師のスキルについては、申請時に提出される諸書類を基に協会認定委員会が判断するものとします。また、講師として在籍をしたスクールからの推薦書も提出していただきます。

1-3 スキルチェックの実施

申請時の提出書類に沿って、申請者のスキルチェックを実施する場合があります。チェック方法としては、面談及び実技確認をもって行います。協会よりスキルチェックを求められた場合には、指示に従っていただきます。

第2条 日本スパ協会講師認定申請について

2-1 必要書類について

日本スパ協会講師認定の申請に際しては、次の各書類を提出していただきます。

- ①協会指定の認定申請書
- ②協会指定の講師経験証明書
- ③協会指定の実務経歴書
- ④協会指定の推薦書
- ⑤協会指定の誓約書



- ⑥履歴書（書式指定無）
- ⑦運転免許書、保険証、パスポート、外国人登録書等の写し
- ⑧3×2.4のカラー写真2枚（1枚は申請書に）
- ⑨既に取得している資格・認定の証書写し
- ⑩日本スパ協会会員登録同意書

上記書類は原本と写しの2部を提出して下さい。

2-2 申請費用について

日本スパ協会講師認定申請には、申請調査料として1申請につき10,500円(税込み)が必要となります。

第3条 認定及び認定校の特権について

- 3-1 認定講師は、認定校で実施される『日本スパ協会セラピスト技能検定スタンダードI』の試験管を務めることができます。
- 3-2 協会主催の各種セミナーに優先参加が出来ます。
- 3-3 名刺等に『日本スパ協会認定講師』と表記することができます。
- 3-4 日本スパ協会個人会員と同等の特典が付与されます。

第4条 認定に関わる費用について

- 4-1 講師としての認定が認められますと、認定料として15,750円(税込み)をお支払いいただきます。
- 4-2 認定後は、日本スパ協会年会費を含む認定講師資格維持費用をお支払いいただきます。認定講師資格維持費用は年間10,500円(税込み)、起算日は毎年4月1日になります。年度途中からの認定の場合には、月割りで計算させていただきます。

第5条 認定の取消について

日本スパ協会より認定講師として認定された後においても、下記の事項に該当する場合には即時認定を取り消させていただきます。

- ①セラピスト技能検定において不正行為を行った場合。
 - ②認定申請内容に虚偽があった場合。
 - ③認定講師が社会的に信用を失墜するような自体となった場合。
 - ④認定講師資格維持費用の支払が履行されなかった場合。
 - ⑤その他、日本スパ協会理事会の判断で認定校として相応しくないと判断された場合。
- また、認定後におきましても、協会調査官により巡回調査を実施いたします。調査に基づき、問題が認められた場合には、改善指示書及び警告書を発行させていただきます。これらの指示に従っていただけない場合には、認定停止及び認定取消の措置をとらせていただきます。